



事務連絡
平成14年2月19日

都道府県
各 指定都市 老人福祉施設運営担当係長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課予算係長

養護老人ホームへの入所措置について

標記については、老人ホームへの入所措置等の指針について（昭和62年社老第8号社会局長通知）の別添「老人ホームへの入所措置等の指針」（以下単に「指針」という。）を参考に、適正に実施されているものと認識しておりますが、一部の自治体等から疑義照会があったことから、次のとおりご回答いたしますので、管内市町村に対し周知願います。

記

Q 指針第6の3「措置の廃止」の要件として（3）「養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合」と規定されている。本規定は、「要介護状態と認定されたことをもって措置を廃止することが適当」との意であると解すべきではなく、「介護保険施設への入所を希望している被措置者について、当該希望する介護保険施設に空きが生じたことなどにより、入所が確実に可能となった場合に、速やかに措置を廃止して、当該被措置者と当該介護保険施設との間の入所契約が円滑に行えるよう支援することが適当」との意であると解すべきと考えるが如何か。

また、在宅の高齢者について、養護老人ホームの入所措置の要否を判定する場合に、要介護状態と認定されたことのみをもって養護老人ホームへの措置を行わないと判定することは適当でないとするが如何か。

A 貴見のとおり。

なお、介護保険制度施行後であっても、養護老人ホームに係る指針の趣旨が変更されているものではなく、従来どおり、養護老人ホームの入所措置の要否を判定する場合には、指針第4の1を参考にして行うことが適当であること、また、例えば、要介護状態と認定された方であっても、本人が視覚に障害を持っていて盲養護老人ホームを希望する場合など、施設の受入体制やサービスの専門性、本人の希望の状況を総合的に勘案することが望ましいことを念のため申し添える。